主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人安斎保並びに被告本人の上告趣意について。

弁護人の上告趣意は量刑不当の、被告本人の上告趣意は事実誤認の各主張に帰し、 いずれの論旨も明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査して も同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	产	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎